

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）-抄-

（雇用管理責任者）

第五条 事業主は、建設業（建設労働者を雇用して行うものに限る。）を行う事業場ごとに、次に掲げる事項のうち当該事業場において処理すべき事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならない。

- 一 建設労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事
- 二 建設労働者の技能の向上に関する事
- 三 建設労働者の職業生活上の環境整備に関する事

四前三号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に関する事項で、※厚生労働省令で定めるもの

2・3 （略）

（書類の備え付け等）

第八条（略）

2 元方事業主は、関係請負人に対して、第五条第一項に規定する事項の適正な管理に関し助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

※関係法令

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第29号）-抄-

（法第五条第1項第四号の厚生労働省令で定める事項）

第一条

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第五条第1項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働者名簿及び賃金台帳に関する事
- 二 労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度その他建設労働者の福利厚生に関する事